

免除対象者と申請に必要な書類（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条）

□災害により生命、身体に甚大な被害を受けた者

号	対象者（根拠法令）	提出書類
1	○死亡した者 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第5条第1号）	・り災証明書(任意)
	○障害者となった者 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第5条第2号）	・り災証明書(任意) ・障害者、特別障害者を証明する書類 （医師の診断書、障害者手帳など）

□災害により財産に甚大な被害を受けた者（前年の合計所得金額が750万円を超える者を除く。）

号	対象者（根拠法令）	提出書類
1	○住宅又は家財に被害を受けた者 ・納税義務者等が所有する住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の10分の3以上である者。 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第5条第3号、第4号）	・被害状況がわかる写真 ・り災証明書(任意) ・被災した住宅、家財等の損失額計算書 ・被災した家財の個別明細書
	○住宅被害に対するり災証明を受けた者 ・納税義務者等が所有する住宅に対するり災証明書において被害の程度が中規模半壊相当以上（損害割合30%以上）であると判定された者。 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第5条第3号、第4号）	・被害状況がわかる写真 ・り災証明書(必須)

□生活保護を利用している者

号	対象者（根拠法令）	提出書類
2	○生活保護法の規定による各種扶助（葬祭扶助を除く）を受けている者 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第6条）	・生活保護受給者証の写し又は保護決定通知書の写し

□失業、廃業により収入が著しく減少した者

号	対象者（根拠法令）	提出書類
3	○失業に該当する者 本人の意思に反した勤務先の都合による解雇又は親の介護などのやむを得ない理由の自己都合退職により無職・無収入の状況にある者。 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第7条第1号）	・雇用保険受給資格者証（直近のもの）又は離職票 （自己都合退職でない場合は離職理由が記載されているもの）の写し ・収入状況等申告書
	○廃業に該当する者 倒産、破産又は廃業により職を失っている状況にある者。 （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第7条第1号）	・事業の廃止を証する書類 ・収入状況等申告書

□特別の事情により森林環境税を納付することが困難であると認められる者

号	対象者（根拠法令）	提出書類
3	○納税義務者の責めに帰すべき事由によらず次に掲げる状態になったことにより生活が著しく困難になった者。 ・失業又は廃業以外の事由により所得が著しく減少した ・やむを得ない多額の支出を行った ・所有する資産について損害を受けた （例）・疾病により多額の医療費を支出した ・盗難により多額の被害を受けた など （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第7条第2号） （森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第7条第1号及び第2号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和4年総務省告示第310号））	・減免事由を証する書類 （例：医師の診断書、1月1日から現在までの収入及び医療費がわかる書類（給与明細・医療機関が発行する領収書など）、被害状況がわかる写真、損失額がわかる書類 など） ・収入状況等申告書

「収入状況等申告書」は、個人市民税の減免申請で用いる申告書を準用します。

提出書類に「収入状況等申告書」が含まれている場合、次の書類を提出してください。

- ・公私の扶助に係る支給通知書その他当該給付の内容を証する書類
- ・給与明細又は源泉徴収票その他給与等の支払額を証する書類
- ・年金振込通知書又は源泉徴収票その他公的年金等の支払額を証する書類
- ・退職金支給通知書又は源泉徴収票その他退職手当等の支払額を証する書類
- ・収支内訳書その他給与所得、公的年金等に係る雑所得及び退職所得以外の所得に係る収入金額及び必要経費を証する書類
- ・通帳若しくは残高証明書又は預貯金証書その他減免の申請日現在における預入残高を証する書類
- ・その他収入額を証する書類